

知立市手話言語条例をここに公布する。

平成30年12月21日

知立市長

知立市条例第40号

### 知立市手話言語条例

言語は、人々がお互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の語彙文法体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って表現する非音声言語です。

ろう者は、手話を音声言語の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っています。我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催されたろう教育国際会議において、ろう教育では、読唇及び発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。これを受けて、我が国のろう教育においても口話法が用いられるようになり、昭和8年には、ろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至りました。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であると定義され、このことが国際的に認知されることとなりました。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成26年に障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置づけが制度的には確立されました。

しかしながら、手話が言語であることへの市民の理解は、いまだ十分に深まっているとはいえない状況にあります。そのため、市民が手話の意義を正しく認識し、理解を深めることで、ろう者が手話を通じて必要な情報を取得し、手話により十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備する必要があります。

よって、知立市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制

定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築(以下「手話の理解等」という。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の理解等の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に促進施策を推進し、もつてろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行う者をいう。
- (3) 市民 次に掲げる者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内の事業所等に勤務する個人
  - ウ 市内の学校に在学する個人
- (4) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者は、手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

- 2 手話の理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重しながら共生することができる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、促進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念及びろう者とのコミュニケーションにおける手話の必要性についての理解を深め、手話の普及に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する促進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する促進施策に協力するよう努めるものとする。

(促進施策の策定)

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する知立市障害者計画（以下「障害者計画」という。）において、促進施策に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 手話の理解の促進及び手話の普及に関すること。

(2) 手話によるコミュニケーション及び手話により情報を得る機会の拡大に関すること。

(3) コミュニケーションの手段として手話を使用しやすい環境の構築に関すること。

(4) 手話通訳者の確保及び養成に関すること。

(5) その他必要と認められること。

(協議の場)

第8条 市は、前条の規定により障害者計画に促進施策について定める場合（これを変更する場合を含む。）又は促進施策を適切に実施するため必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置するものとする。

(聴覚に障害のある児童等に対する支援)

第9条 市は、聴覚に障害のある児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。）及びその保護者（同法第6条第1項に規定する保護者をいう。）等に対し、手話を獲得するために必要な情報その他の手話に関する情報を提供するよう努めるとともに、これらの者からの相談に適切に対応する体制の整備に努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第10条 市は、ろう者、手話通訳者、手話サークル会員等と協力して、市民が身近な場所で手話を学ぶことのできる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、職員に対し、手話に関する研修を実施すること等により、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第11条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 市は、ろう者が手話による情報を取得することができる環境を整備するため、手話通訳者の積極的な派遣、ろう者からの相談に的確に応ずるための体制の充実等に努めるものとする。

3 市は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができる体制の確保に努めるものとする。

(手話通訳者の確保等)

第12条 市は、市民が手話によるコミュニケーションの支援を受けられる体制を整備するため、手話通訳者の確保、養成及び手話技術の向上を図るとともに、手話通訳者を派遣する制度の周知等を行うものとする。

(学校等における手話の理解等の促進)

第13条 市は、市内の学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他学校教育に類する教育を行う施設又は児童福祉法第39条第1項に規定する保育所その他保育を行う施設をいう。以下同じ。)において、当該学校等に在籍する者及び当該学校等の職員等に対し、手話について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療施設等における手話の啓発)

第14条 市は、医療施設及び介護その他の福祉サービスを提供する施設において手話を使用しやすい環境を整備するため、これらの施設に対し、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第15条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。